様式第4号(第8条関係)

出雲市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付け第　　号で支給決定しました　　災害に係る出雲市被災者生活再建支援金の支給については、下記の理由により支給決定の(全部・一部)を取り消しましたので、通知します。

記

(理由)

|  |
| --- |
| １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  ２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |